

# 分収林事業請負作業実施要綱の運用基準

施行 平成 19 年 9 月 11 日

(目的について)

第 1 条 この要綱は、林業公社が実施する分収林事業請負作業の適正かつ合理的な作業を図るため林業公社経理規定及び分収事業実施要綱に定めない事項について基準を定める。

(設計書等の作成) …第 3 条関係

第 2 条 競争入札に係る設計書等の作成にあたり、地域の考慮が必要な場合においては、経費補正ができる。

(契約の範囲) …第 5 条関係

第 3 条 融資外事業で随意契約ができる場合は次のとおりとする。

- (1) 設計額が 100 万円未満の工事
- (2) 設計額が 100 万円以上の工事で、業務の合併積算等により、作業の効率化、重複経費の削減が図られる場合、及びプロポーザル方式による場合。

(競争入札及び随意契約に参加する者の指名) …第 6 条関係

第 4 条 指名業者数

(1) 随意契約

- イ. 森林整備合理化計画による融資事業については、2 者以上とする。  
ただし、生育途中の森林の手入れ（保育作業）については、生育状況に応じた手法の専門的知識を必要とするため、当該地域の森林に精通した当該作業の知識、経験が豊富な技術者を有する者と 1 者見積りができるものとする。
- ロ. 第 3 条の 1 に規定する事業については、原則 2 者以上、ただし下記の①～⑦の場合においては、1 者見積りができるものとする。
  - ① 契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合。
  - ② 緊急性や業務の合理性、または、その他やむを得ない理由により相手方が特定される
  - ③ 競争入札に付することが不利な場合。
  - ④ 時価に比して著しく有利な価格で契約できる場合。
  - ⑤ 競争入札者がいないとき。又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
  - ⑥ 予定価格が 30 万円を超えないもの。
  - ⑦ 第 3 の (2) に該当するもの。

(2) 指名競争入札は、原則として次のとおりとする。

設計額が、2,500 千円未満の場合	2 者以上
2,500 千円を越え 10,000 千円未満の場合	3 者以上
10,000 千円以上の場合	5 者以上

## 2 指名参加者の決定

競争入札の参加者については、林業公社競争入札に係る指名委員会に諮り、決定するものとする。指名委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 本社においては、専務理事、参事、総務課長、業務課長とするが業務課長不在の場合においては、業務課長代理が職務に就くことができるものとする。

ただし、プロポーザル方式の場合は、専務理事、参事、総務課長、業務課長、業務課長代理とする。

(2) 事務所においては、所長、所長代理とするが、所長代理不在の場合においては、係長または主任技師が職務に就くことができるものとする。ただし、設計額が 500 万円を超えるものについては、事務所指名委員会の推薦により本社指名委員会において決定するものとする。

(予定価格の決定) …第 7 条関係

第 5 条 予定価格は、作業実施設計書（様式 1 号～3 号）に基づき、林業公社決裁規定に定めた予定価格決定者が決定する。また、競争入札において最低制限価格を設ける場合においても同様とする。

2 設計額が 100 万円を超えないものは、予定価格調書の作成を省略することができる。

3 競争入札に係る最低制限価格の決定については、次の算式で得た額とする。  
最低制限価格 = 工事費 × 9/10

4 プロポーザル方式の場合は、第 1 項で決定した額に次の算式で得た額を、プロポーザル予定価格とする。

プロポーザル予定価格 = 第 1 項で決定した額 × 見積額 / 予算額

なお、提案価格とはプロポーザル企画提案書での見積額とし、予算額とは、プロポーザル募集要領で提示した予算額とする。

(競争入札及び随意契約に参加する者への通知) …第 6 条関係

第 6 条 競争入札による現場説明は、原則として実施しないものとする。

(落札者の決定及び通知) …第 11 条関係

第 7 条 競争入札においては、入札額が予定価格を上回り不落となった場合においては、予定価格に一番近い入札額の業者から見積書を徴し協議の上、契約者とすることができる。ただし、当該業者との協議が整わなかった場合は、次の業者と協議することができるものとする。

2 適格者がいない場合は日を改め、設計内容を変更し再度入札を実施するものとする。この場合においては、指名替えを原則とする。

(請負契約書) …第 13 条関係

第 8 条 1 件の設計額が 100 万円を超えないときは、請書(様式第 9 号)により契約書に代えることができる。

2 簡易な作業道以外の林道規程に準じた作業道開設作業の契約にあつては、長崎県建設工事標準請負契約書を準用することができる。

3 契約書の作業明細書(様式第 8 号-2)は、施業区・団地、作業種、樹種、植栽年度毎に区分して作成する。

(契約の変更) …第 16 条関係

第 9 条 契約変更により契約金額を増額できる範囲は次のとおりとする。

当初契約金額が 2,000 千円未満は、10 割以内

2,000 千円～6,000 千円未満は、変更契約の差額が 2,000 千円まで

6,000 千円以上は、当初金額の 5 割以内、かつ 9,000 千円まで

9,000 千円を超えるものについては、3 割以内とする。

これらに該当しない場合は、別件発注とする。ただし、作業道開設と間伐作業の併合契約及び林道規定に準じた作業道開設の契約については、この限りではない。(9,000 千円を超えるもの)

2 契約変更額の算定

(1) 変更後の設計額が変更前の設計額に比し、減となるもの若しくは 20% 以下の増となるもの又は変更後の設計額が 100 万円を超えないものは、次の算式で得た額をもって変更作業費とする。

$$\text{変更作業費} = \text{変更設計額} \times \text{作業費} / \text{設計金額}$$

(2) 上記以外の場合は、請負業者から見積書を徴したうえ契約変更請書(様式第 13 号)を徴する。なお、変更予定価格は次の算式で得た額とする。

$$\text{変更予定価格} = \text{変更設計額} \times \text{作業費} / \text{設計金額}$$

(部分払) …第27条関係

第10条 既済部分に対する対価に相当する金額は、次の算式により計算した金額とする。

(1) 請負契約のうち分収林事業等(作業路の開設、補修を除く)にあっては、  
支払限度額 =  $(C \times E \times 9 / 10) - D$

(2) 請負契約のうち作業路の開設、補修にあっては、  
支払限度額 =  $(C \times 9 / 10 - D) \times (A / B)$

ただし、簡易な作業路については(1)の算式を適用することができる。

数式の符号

A = 検査調書に基づいて設計書により算出した既済部分に対応する作業費

B = 設計金額

C = 請負金額

D = 前払金

E = 出来高作業量 / 契約作業量(出来高歩合)ただし、作業量より作業費が妥当な場合

#### 附則

- 1 この運用基準は、平成19年12月17日から施行する。
- 2 この運用基準は、平成20年1月15日から施行する。
- 3 この運用基準は、平成20年8月1日から施行する。
- 4 この運用基準は、平成20年11月10日から施行する。
- 5 この運用基準は、平成21年6月1日から施行する。
- 6 この運用基準は、平成22年7月31日から施行する。
- 7 この運用基準は、平成24年4月1日から施行する。
- 8 この運用基準は、平成24年9月1日から施行する。
- 9 この運用基準は、平成25年7月8日から施行する。
- 10 この運用基準は、平成30年4月6日から施行する。
- 11 この運用基準は、平成31年2月20日から施行する。
- 12 この運用基準は、令和2年6月1日から施行する。
- 13 この運用基準は、令和3年9月1日から施行する。
- 14 この運用基準は、令和4年4月3日から施行する。

## 分収林事業請負作業実施要綱の運用基準第 10 条の運用上の留意事項

令和 2 年 8 月 12 日決裁

- 1 出来高歩合 (E) の率の算定に当たっては小数点以下切り捨てとする  
$$E = \text{出来高作業量} / \text{契約作業量}$$
- 2 運用基準第 10 条第 1 項及び第 2 項に基づき計算された支払限度額に 1 万円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てることとする